

第 1 号

5月14日 (月)

## 平成30年第2回宇城市議会臨時会（第1号）

平成30年5月14日（月）

午前10時00分 開議

### 1 議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙  
追加議事日程（第1号の追加1）
- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 議会運営委員の選任
- 日程第7 選挙第3号 宇城広域連合議会議員の選挙
- 日程第8 選挙第4号 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙
- 日程第9 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第10 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）（宇城市防災会議条例等の一部を改正する条例の制定）
- 日程第11 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定）
- 日程第12 承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第13 同意第4号 固定資産評価員の選任について（園田敏行氏）  
追加議事日程（第1号の追加2）
- 日程第14 同意第5号 監査委員の選任について（園田幸雄氏）
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第16 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

### 2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
7番 高 本 敬 義 君	8番 大 村 悟 君
9番 福 永 貴 充 君	10番 溝 見 友 一 君
11番 園 田 幸 雄 君	12番 五 嶋 映 司 君
13番 福 田 良 二 君	14番 河 野 正 明 君
15番 渡 邊 裕 生 君	16番 河 野 一 郎 君
17番 長 谷 誠 一 君	18番 入 江 学 君
19番 豊 田 紀代美 君	20番 中 山 弘 幸 君
21番 石 川 洋 一 君	22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤和弘君 書記 山本裕子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 成松英隆君
総合政策監 村上理一君	企画部長 岩清水伸二君
市民環境部長 園田敏行君	健康福祉部長 那須聡英君
経済部長 吉田裕次君	土木部長 成田正博君
教育部長 蛇島浩治君	会計管理者 木下堅君
総務部次長 天川竜治君	企画部次長 中村誠一君
市民環境部次長 村上雅宣君	健康福祉部次長 稼隆弘君
経済部次長 杉浦正秀君	土木部次長 坂園昭年君
教育部次長 吉田勝広君	三角支所長 内田公彦君
総括審議員 原田文章君	不知火支所長 村上伸一君
小川支所長 篠塚孝教君	豊野支所長 中村隆文君
市民病院事務長 伊藤博文君	農業委員会 事務局長 蔵原正敏君
監査委員事務局長 横山悦子君	財政課長 木見田洋一君

開会 午前10時04分

-----○-----

○**議会事務局長（吉澤和弘君）** 本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の長谷誠一議員を紹介します。

長谷議員、議長席にお着きをお願いします。

（長谷誠一臨時議長 着席）

○**臨時議長（長谷誠一君）** ただいま紹介されました長谷です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。ただいまから、平成30年第2回宇城市議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 仮議席の指定

○**臨時議長（長谷誠一君）** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

次は、議会の人事案件でございますので、ここで執行部は退席をしていただきます。

（執行部 退席）

-----○-----

#### 日程第2 選挙第1号 議長の選挙

○**臨時議長（長谷誠一君）** 日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○**20番（中山弘幸君）** 選挙でお願いします。

○**臨時議長（長谷誠一君）** 異議がありますので、選挙は投票で行います。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時08分

再開 午前10時10分

-----○-----

○**臨時議長（長谷誠一君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（長谷誠一君） ただいまの出席議員は、22人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番、原田祐作君、2番、永木誠君、3番、山森悦嗣君の3人を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名で、必ず名前まで記入をお願いいたします。

（投票用紙配布）

○臨時議長（長谷誠一君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（長谷誠一君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○臨時議長（長谷誠一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（吉澤和弘君） 1番、原田議員お願いします。

2番、永木議員。3番、山森議員。

4番、三角議員。5番、坂下議員。

6番、高橋議員。7番、高本議員。

8番、大村議員。9番、福永議員。

10番、溝見議員。11番、園田議員。

12番、五嶋議員。13番、福田議員。

14番、河野正明議員。15番、渡邊議員。

16番、河野一郎議員。18番、入江議員。

19番、豊田議員。20番、中山議員。

21番、石川議員。22番、岡本議員。

最後に、臨時議長お願いします。

○臨時議長（長谷誠一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（長谷誠一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。原田祐作君、永木誠君、山森悦嗣君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（長谷誠一君） 開票の結果を報告します。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 0票

有効投票のうち、長谷誠一君 17票

中山弘幸君 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、私、長谷誠一が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

○臨時議長（長谷誠一君） ただいま議長に当選しました長谷誠一に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、私より就任の御挨拶を申し上げます。

○議長（長谷誠一君） 議長就任にあたり、一言御挨拶を申し上げます。人・自然・文化きらめく未来都市、合併して13年目を迎えております。そのような中、昨日は新天草1号橋で記念すべき綱引きが行われました。このような宇城市の前向きな対応の中、ただいま皆様方から多くの御支援を賜り、議長に就任させていただき誠にありがとうございます。

宇城市では、熊本地震から2年が経過し、現在復旧から復興へと移ろうとしております。完全復興の道は長く平坦ではないと思います。一刻も早い復興が叶いますよう議員皆様の協力を得て、議会として後押ししていきたいと考えているところでございます。併せて、宇城市が抱える多種多様な課題についても、議長として全力を挙げ職務を遂行し、宇城市発展に寄与する所存でございます。今後とも円滑な議会運営ができますよう議員皆様の御支援と御協力をお願いして、簡単ではございますが私の議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○臨時議長（長谷誠一君） 議長の選挙が終わり、私の臨時議長としての職務は終了しました。皆さんの御協力に対し、心から感謝を申し上げます。

ここでしばらく休憩します。自席にて待機をお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前10時34分

再開 午前10時36分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これからの議事日程は、ただいま配布しました追加議事日程によって行います。

(追加議事日程配布)

-----○-----

#### 日程第1 議席の指定

○議長（長谷誠一君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって、ただいま着席のとおりと指定します。

ただいま議席が決定しましたので、議員の皆様は、それぞれ議席氏名標の紙をお外してください。

-----○-----

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（長谷誠一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、1番、原田祐作君及び2番、永木誠君の2人を指名します。

-----○-----

#### 日程第3 会期の決定

○議長（長谷誠一君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日14日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（長谷誠一君） 日程第4、選挙第2号副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議がありますので、選挙は投票で行います。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時38分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(長谷誠一君) ただいまの出席議員は、22人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、4番、三角隆史君、5番、坂下勲君、6番、高橋佳大君の3人を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名で、必ず名前まで記入をお願いします。

(投票用紙配布)

○議長(長谷誠一君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長(長谷誠一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長(吉澤和弘君) 1番、原田議員お願いします。

2番、永木議員。3番、山森議員。

4番、三角議員。5番、坂下議員。

6番、高橋議員。7番、高本議員。

8番、大村議員。9番、福永議員。

10番、溝見議員。11番、園田議員。

12番、五嶋議員。13番、福田議員。

14番、河野正明議員。15番、渡邊議員。

16番、河野一郎議員。18番、入江議員。

19番、豊田議員。20番、中山議員。

21番、石川議員。22番、岡本議員。

最後に、議長お願いします。

○議長(長谷誠一君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。三角隆史君、坂下勲君、高橋佳大君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)



○議長（長谷誠一君） 開票の結果を報告します。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 0票

有効投票のうち、河野正明君 17票

渡邊裕生君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、河野正明君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開放）

○議長（長谷誠一君） ただいま副議長に当選されました河野正明君に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

河野正明君、副議長の当選承諾及び挨拶を求めます。

○副議長（河野正明君） 副議長就任にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

この度の宇城市議会臨時会におきまして、副議長の選任をいただきました河野でございます。またこの度は大変ありがとうございました。

熊本地震から2年が経ちまして、まだまだ復興に至るまでには時間とそしてまた予算が伴ってまいります。そういった中で、様々な課題に対しこの宇城市議会の果たす役割というのは大変重要であると私は考えます。副議長としてのこの重責を全うするという事で私は決意をいたしております。そして、長谷議長を支え、または宇城市の発展のために精一杯頑張っております。そしてまた議員同志の皆様方の御支援そしてまた御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。私の副議長就任の挨拶を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（長谷誠一君） ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第5 常任委員の選任

○議長（長谷誠一君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長におい

て指名します。

ここで、名簿をお配りします。

(名簿配布)

○議長(長谷誠一君) 総務文教常任委員会委員に、坂下勲君、高橋佳大君、大村悟君、福田良二君、河野正明君、中山弘幸君、石川洋一君、岡本泰章君。

建設経済常任委員会委員に、永木誠君、山森悦嗣君、福永貴充君、溝見友一君、園田幸雄君、五嶋映司君、渡邊裕生君。

民生常任委員会委員に、原田祐作君、三角隆史君、高本敬義君、河野一郎君、私、長谷誠一、入江学君、豊田紀代美君を指名します。

ただいま常任委員会の構成ができましたので、委員会室におきまして、それぞれ委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。委員長、副委員長が決まりましたら、各委員長は互選の結果を議長まで御報告をお願いします。

事務局から部屋割りを申し上げます。

○議会事務局長(吉澤和弘君) 各委員会の選挙の部屋割りを申し上げます。

総務文教常任委員会は大委員会室、建設経済常任委員会は第3委員会室、民生常任委員会は第2委員会室でお願いします。

○議長(長谷誠一君) ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時16分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長(長谷誠一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、常任委員会委員長及び副委員長の互選結果を申し上げます。

総務文教常任委員長に、高橋佳大君、副委員長に、坂下勲君。

建設経済常任委員長に、福永貴充君、副委員長に、永木誠君。

民生常任委員長に、豊田紀代美君、副委員長に、三角隆史君。

以上のとおり互選されました。

-----○-----

## 日程第6 議会運営委員の選任

○議長(長谷誠一君) 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長において次の7人を指名します。

ここで名簿をお配りします。

(名簿配布)

○議長(長谷誠一君) 議会運営委員に、大村悟君、溝見友一君、園田幸雄君、河野一郎君、中山弘幸君、石川洋一君、岡本泰章君を指名します。

ただいま議会運営委員会の構成ができましたので、第2委員会室におきまして委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。委員長、副委員長が決まりましたら、委員長は互選の結果を議長まで御報告をお願いします。

ここでしばらく休憩します

-----○-----

休憩 午後1時04分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長(長谷誠一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果を申し上げます。

議会運営委員長に、岡本泰章君、副委員長に、溝見友一君。

以上、お二人が議会運営委員会委員長及び副委員長に互選されました。

-----○-----

#### 日程第7 選挙第3号 宇城広域連合議会議員の選挙

○議長(長谷誠一君) 日程第7、選挙第3号宇城広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長谷誠一君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。名簿を配布します。

(名簿配布)

○議長(長谷誠一君) 宇城広域連合議会議員は、お手元に配布しました名簿のとおり、高橋佳大君、高本敬義君、入江学君、河野正明君及び私、長谷誠一の5人を指名します。

お諮りします。ただいまお手元に配布しました名簿のとおり議長が指名しました

5人を宇城広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま名簿のとおり指名しました5人が宇城広域連合議会議員に当選されました。

当選されました5人に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

代表して高橋佳大君、宇城広域連合議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○6番（高橋佳大君） こんにちは。ただいま宇城広域連合議会議員に選任いただきました私、高橋でございます。最大会派より慣例によりまして挨拶をするようになっておりますので、私が代表いたしまして就任の挨拶を一言申し上げたいと思います。

2市1町で構成されております宇城広域連合は、広域的に住民にサービスを提供しており、その課題も大きなものがあります。特にクリーンセンターのような巨額な費用を必要とする大きな課題もあり、議員としての役割は重要なものだと痛感しております。議長をはじめ4人の方々と力を合わせて協力しながら職務を遂行し、そして全力で宇城市のために頑張っていきたいと思っております。どうぞ議員の皆様方、御協力、御指導をよろしく願いいたしまして、選任誠にありがとうございました。挨拶といたします。

-----○-----

#### 日程第8 選挙第4号 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙

○議長（長谷誠一君） 日程第8、選挙第4号上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。名簿を配布します。

(名簿配布)

○議長（長谷誠一君） 上天草・宇城水道企業団議会議員は、河野正明君及び私、長谷誠一の2人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました2人を上天草・宇城水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました2人が上天草・宇城水道企業団議会議員に当選されました。

当選されましたお二人に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

代表して河野正明君、上天草・宇城水道企業団議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○14番（河野正明君） 皆さんこんにちは。ただいま上天草・宇城水道企業団議会議員への選任いただき誠にありがとうございました。就任にあたり一言挨拶を申し上げます。

上天草・宇城水道は、供用開始から相当の年月が経過をしております、改修の時期を迎えようとしております。この改修にあたっては、巨額の費用を要すると聞いております。議会としての重要性が増していると認識しております。その中で議員としての役割は重要であり、長谷議長と協力をし、職務を遂行してまいります。どうぞ議員皆様の御指導をお願い申し上げたいと思います。今後ともよろしく願い申し上げます。

○議長（長谷誠一君） 議会の人事案件が終わりましたので、ここで執行部の復席を求めます。

（執行部 復席）

○議長（長谷誠一君） ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時42分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第9 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（長谷誠一君） 日程第9、報告第2号専決処分の報告について、総務部長に報告を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 報告第2号、専決処分の報告について詳細説明をいたします。議案集は2ページから4ページとなります。

本件は、公用車の物損事故に係る損賠賠償額の1件及び公物の管理瑕疵等による

財物事故に係る損害賠償 1 件、合計 2 件についての専決処分の報告です。

1 件目については、小川支所敷地内駐車場において移動図書館車の運転手が相手側車両を損傷させたものです。損害賠償額は 5 万 2 千 1 百 8 7 円でした。

2 件目については、市が管理する浅川江口堰を倒したことにより、相手方財物シラスウナギの待ち網などを損傷させたものです。損害賠償額は 4 万 6 千 7 百 4 7 円でした。

今回支出しております 2 件につきましては、賠償保険から補填されております。

以上で、議案の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 報告第 2 号の詳細説明が終わりました。

これで報告第 2 号を終わります。

-----○-----

日程第 10 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 3 号）（宇城市防災会議条例等の一部を改正する条例の制定）

日程第 11 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 4 号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定）

日程第 12 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 5 号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第 13 同意第 4 号 固定資産評価員の選任について（園田敏行氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第 10、承認第 1 号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 3 号）（宇城市防災会議条例等の一部を改正する条例の制定）から、日程第 13、同意第 4 号固定資産評価員の選任について（園田敏行氏）までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） こんにちは。長谷誠一議員の第 8 代宇城市議会議長就任、河野正明議員の第 8 代宇城市議会副議長就任誠におめでとうございます。これからもよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

平成 30 年第 2 回宇城市議会臨時会に提出します議案は、承認 3 件、同意 1 件計 4 件をお願いするものでございます。承認案件につきましては、宇城市防災会議条例等の一部改正、宇城市税条例等の一部改正、宇城市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。同意案件につきましては、固定資産評価員の選任についてでございます。

詳細につきましては、関係部長が説明いたします。これらの案件につきましてよ

ろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 承認第1号から同意第4号までの提案理由の説明が終わりました。

これから承認第1号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）（宇城市防災会議条例等の一部を改正する条例の制定）についての詳細説明を申し上げます。議案集の5ページ6ページ、説明資料は2ページから6ページとなっておりますので、お開きいただきますようお願いいたします。

平成30年4月1日から、行政組織の改変に伴い、これまで危機管理課で行っていた交通対策に関する事務を総務課に移行し、危機管理課の名称を防災消防課に改めました。このため防災消防課の前身である危機管理課の名称を引用している宇城市防災会議条例等を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものです。同項の規定による専決処分につきましては、同条第3項において、次の会議においてこれを議会に報告しその承認を求めなければならないとされていることから、本臨時会に報告し承認を求めるものです。

以上、詳細説明を申し上げます。

○議長（長谷誠一君） 承認第1号の詳細説明が終わりました。

これから承認第1号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第1号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第1号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）（宇城市防災会議条例等の一部を改正する条例の制定）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第1号は、承認することに賛成の方は賛

成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（園田敏行君） 承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定）の詳細説明を申し上げます。議案集は7ページから26ページ、説明資料は7ページから46ページまでとなっています。今臨時会での詳細説明については、議長のお許しを頂き、お手元に配布しています宇城市税条例等の一部改正のポイントを参照しながら説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が3月31日に公布をされ、翌日4月1日に施行されたことにより、宇城市税条例等の一部を改正する必要が生じ、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により議会において議決すべき事件を3月31日付で市長において専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

それでは、ポイントの左端に付けてあります番号に沿って主なものを説明します。

まず、3番の市民税第23条第3項市民税の納税義務者等についてですが、特定法人の市民税の申告については電子申告を義務化することとしています。人格のない社団等についてはその規定を適用しないこととするものです。施行期日は平成32年4月1日とします。

次に、4番から6番までの第24条関係、個人の市民税の非課税の範囲についてです。障害者、未成年者等の非課税措置の金額の引き上げ、控除対象配偶者を同一生計配偶者への定義の変更、均等割非課税限度額の引き上げのための改正です。施行期日は平成31年と平成33年の1月1日としています。

次に、18番のたばこ税についてです。第92条製造たばこの区分です。これまで加熱式たばこは地方税法上パイプたばこに分類され、重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算し課税していましたが、税率格差が生じたことから新たに加熱式たばこの課税区分を設け、製造たばこの区分を新たに創設するものです。このことにより、20番第93条の2製造たばこみなす場合の条文が追加されています。続いて、21番第94条たばこ税の課税基準として、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移



行することとしています。続いて、22番第95条たばこ税の税率については、平成30年、平成32年、平成33年のそれぞれ10月1日を基準に、紙巻きたばこに係る税率を国、地方合わせて1本当たり1円ずつ合計3円引き上げる改正です。

次に、28番からの固定資産税についてです。本則の改正はあっておりません。附則の改正のみとなります。国の最優先の政策課題がデフレ脱却を確実なものとする事であることから、平成30年度から平成32年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みを継続させることなど、対象期間延長の措置のため市町村条例を改正するものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 承認第2号の詳細説明が終わりました。

これから承認第2号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 説明資料の8ページの上段です。課税最低限の下の改変なんですけど、今まで、125万円が課税最低限でした。それが今回135万円まで10万円引き上げられるという意味だと思います。そういう意味では、課税者側にとっては税金がかからない人が増えるという意味だと思います。しかし反面、生活保護世帯にとっては10万円今まで生活保護対象になったものが、10万円生活保護対象から外れるという結果になるんだろうと思いますけど、その点が一つ。それでは、そういう状況になるとするならば、宇城市はどの程度の生活保護世帯がこれに該当するのか。予算額にするとどのくらいになるのか。その辺の説明をいただければと思います。

○市民環境部長（園田敏行君） 個人市民税の非課税範囲についてですが、125万円から135万円への引き上げということで、そのほか非課税の判定の際に10万円のことで、今回非課税の判定に用いる際には10万円を加算した金額で算定することとしております。

○12番（五嶋映司君） 聞きたかったのは、どの程度影響があるのか。今おっしゃったように条例では変えるんだけど、結果的には10万円加算してやるから関係ないんだという話なのか。この状態でいくと課税される側にとっては非常に得なんだけれども、いわゆる生活保護世帯にとってはどういう変化があるのか、それは生活保護で何世帯ぐらいで、どのくらいの金額なのかということを知っているんです。

○市民環境部長（園田敏行君） すみません、生活保護世帯の数についてはまだ算定をしておりません。

○12番（五嶋映司君） これは同意案件で、今日でたぶん委員会付託はやらないんだと思います。委員会付託をやらないという前提の下では、そういう資料はちゃんとそろえておかないと、この条例変更がどういうふうに市民に影響するのか、全然僕

らは理解できない。今この部分でいくと、いい面と悪い面と両方が並んできている。だからいい面だけをとりといいかもしれないけれども、それが、例えばいわゆる憲法25条でいう健康で文化的な生活の基準がどんどん下げられてくる。そういうことにつながることでどうなのか、その辺はどのようにお考えになっているのか、是非御検討を。

○市民環境部長（園田敏行君） 今回の条例改正につきましては、一応生活保護世帯については触れてありませんけれど、今回資料として持ち合わせておりませんので、また後日回答ということによろしいでしょうか。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃった意味でいくと、委員会付託しないと議論は進まないという形だと思いますね。今ここでそれができないというのは、やっぱり執行部としてその分ちゃんと用意してもらわないと僕らは理解できない。今、法改正については、一面的な部分とそれがいわゆる生活スタンダードそのものを変化する要素になりかねないのか。この条例では、生活保護世帯直接影響しないかもしれないとおっしゃるかもしれないけれど、これが基本になって全体がそういう流れになってきている。3回目ですからあれですけれども、そういう流れの中では執行部はどういう捉え方をしているのか、そういう今の税改正の中での生活基準の引き下げがどんどん進んでいる中での一連の改正なのかどうか、その辺をどういう認識をお持ちになっているのか。

○議長（長谷誠一君） ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時24分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市民環境部長（園田敏行君） 今回の税制改正につきましては、障害者、未成年者、寡婦等の最低所得の10万円アップということでの改正でございます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 生活保護に関連する質問でございましたので、私の方からお答えをさせていただきます。今回市民税の非課税の範囲ということで変更になっておりますが、生活保護法の改正は行われておりません。したがって、基準等の変更もございませんので、要否判定についての課税非課税で判断しておりませんので、そこは影響がないと考えております。

○12番（五嶋映司君） 4回目の質疑になります。許可をいただけるでしょうか。

○議長（長谷誠一君） はい、許可いたします。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃった部分で、この改正は税制改正についての影響

は健康福祉部ですね。じゃあこれがなぜこういうものが出てきたのか。健康福祉部で今おっしゃったように、生活保護法の基準の改定を行われていないと。生活保護には影響はないとおっしゃった。じゃあなぜこれがこの時点で出てきたのか。ちょっと時間が長くなってあれかもしれませんが、僕が言いたいのは、こういう案件については専決で決められるのは、これは違法でも何でもありませんからやむを得ないかもしれませんが、議員が理解を深めるためにも、委員会付託するべきである。委員会付託で議論をして専決の状況は変わらないわけですから、この後の問題として、この後生活保護の改定が出てくるとすると一連の流れを僕らは政治家としてしっかりとつかんでおく必要がある。そういうことを言っているわけです。ですから、今おっしゃったように10万円変わることですということでは、全体の流れの中ではなぜこの政令が出てきたのか。政令でこういう状況になるのか。その辺はどのようなふうにお捉えになっているのか。

○市民環境部長（園田敏行君） 先ほどからお答えしておりますように、税制上の軽減措置ということで今回出たということで、それで回答をしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 五嶋議員の御指摘も分からないわけではないんですが、今回の場合、この125万円から135万円まで非課税枠が増えたというところで、市民にとってもよろしいかという判断でもございます。それと生活保護法の適用その他については一切関係ございません。五嶋議員の御指摘であえていうならば、仮にこの非課税枠が増えたことによって、その間におられる方の税金が5千円安くなったと。そしたらその5千円安くなった分は5千円が所得として増えたことになって、それが生活保護を受ける時のその判定の時に生活保護を外れるのではなかろうかという議論かと思いますが、しかしながら、こちらで非課税枠を増やす、そして市民の方のためにもなるということと、生活保護と一緒に考えてもこればかりはもう何もできなくなるというのが現実だろうと思うところで、今回今後いろいろな議論の中で考えさせていただく点は考えさせていただくにして、今回の場合上限が10万円増えて、そして非課税の方が増えるというところでどうか御理解いただけたらとお願いするところです。

○12番（五嶋映司君） 市長がおっしゃるように、10万円増えたというのはそれはよく分かっている。けども今の全体の流れとして、生活保護基準がどんどん引き下がっていく流れの中で、こういう動きが出てくる。そういうことを僕たちはしっかり注視しなければいけないんじゃないかと、そういうのを議会の中でも議論をする場を是非つくってほしいということをお願いをし、私の質疑を終わります。

○議長（長谷誠一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） ただいま異議ありということでございますが、この場合の申し立てには、会議規則第34条の規定により4人以上を必要とします。

よって、異議のある方の起立を求めます。

(異議のある者起立)

○議長（長谷誠一君） 起立4人未満であり、異議の申し立ては成立いたしません。したがって、承認第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第2号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第2号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に、承認第3号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（園田敏行君） 承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）の詳細説明を申し上げます。議案集は27ページから28ページ、説明資料は47ページから48ページまでとなっています。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が3月31日に公布され、翌日4月1日に施行されたことにより、宇城市国民健康保険税条例等の一部を改正する必要が生じ急を要したことから、地方自治法第179条の第1項の規定により議会において議決すべき事件を3月31日付で市長において専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

改正の概要は、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、課税限度額及び所得

の少ない被保険者に対して課する保険税の算定に係る基準等を見直すことが主眼となっています。

主な改正内容は、国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を58万円に引き上げるものです。また、低所得者層における国民健康保険税の軽減措置についても5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定は、被保険者の数に乗すべき金額を27万5千円、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定は、被保険者の数に乗すべき金額を50万円に引き上げるものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 承認第3号の詳細説明が終わりました。

これから承認第3号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） ただいま議題になっております国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。前回の時も、毎年今の時期になりますと専決でこの問題が出てきます。前回の時にも申し上げたんですが、これはもっと議会で議論をする要素があるのではないかとということで申し上げていました。そういうことも踏まえて、今回4万円引き上げられることによっていわゆる国民健康保険税の最高限度額、いわゆる後期高齢者医療保険分だとか介護保険分、これは前回、これは医療費分ですから介護保険分を含めていくらになるのかということのを是非教えていただきたいということが一つと、これによって税収はどのくらい変わるのか、国保の税収はどのくらい変わるのか。本年度の予算はもう決まっております。その予算の中にこれが織り込み済みなのか、それとも織り込み済みでなければそれをどういう具合に捉えるのか、その影響を受ける世帯数はどのくらいなのかというその3点をまずはお伺いしたいと思います。

○市民環境部長（園田敏行君） まず、この改正により影響を受ける世帯数ということで、まず54万円が58万円に変更になる場合、限度額の超過世帯数ですが、前年度の所得を用いて算定した場合に78世帯減の367世帯が今回見込まれております。それから低所得者対象の軽減措置により、5割軽減世帯数につきましては17世帯増の1,495世帯、それから2割軽減世帯数につきましては32世帯増の1,119世帯と見込まれております。予算につきましては、この軽減分は見込んでないところで上げております。税収の方は、平成29年度と比較した場合に、一応5,000万円程度が増えるということで見込んでおります。最高限度額は、89万円が93万円。

○12番（五嶋映司君） 今言われたような数字は、質疑をしない限り出てこないですよ。これは例えば今の中で仮に5,000万円増とおっしゃったですね。5,000万円増で世帯数にすると仮に5割軽減の世帯が、千百幾つは増えるのか減るのか。

だから、たぶんひよっとしたら減る分もあるわけですね、所得が低いならば限度額が上がると減るわけですから。世帯数が増えるのか減るのかということがはっきり今の表現の中にはなかった。じゃあ5,000万円増えた分は、今でも国保税については前年度決算で今回少し下げましたけれども、なお2億5、6千万円の基金にしてあるのかどうか、余剰金がありますね。それに対してまたこれだけ増える。だからそういう意味ではこれが本当に必要だったのかどうか。お伺いしたいのは、政令は決まりました、政令に従ってこの条例を変えなかった場合にペナルティがあるのかどうか。ペナルティがあるとするとどのようなペナルティがあるのか。ペナルティがないとするならば上げなくてもいいんじゃないかという議論が出てくると思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○市民環境部長（園田敏行君） 一応今回専決処分をしなかった場合に、国の施行日に反したということで、何らか国の指導はあるものと判断をしております。当然交付金等にも影響が出てまいり、国保運営にも影響を及ぼすものと考えております。

○市民環境部次長（村上雅宣君） 平成29年度の基金については、1億3,000万円ほどあります。平成30年度の予算で6,000万円程度基金から繰り入れるということになっておりますので、その分はまだ残ったところで1億3,000万円ほどあって、まだ平成29年度の決算については確定をいたしておりませんが、ある程度5,000万円か6,000万円ぐらいあるということですので、1億8,000万円ほどあって、その分から6,000万円程度予算上平成30年度予算で基金を取り崩す予定にしておりますので、その分1億3,000万円ぐらいがまた残っているような形になって、先ほど部長が一応5,000万円ほど上がるという計算でありましたけれども、あくまでも平成29年度から平成30年度にかけては保険税の率を下げましたので、その分で5,000万円という数字はまだ定かではありません。ですので、ちょっとその精査はできておりませんので、必ずその金額が上がるかどうかは分かりませんが、世帯数としては部長が申しましたように、限度額世帯については4万円上がったことで減ってきますし、軽減額の世帯については、それぞれ軽減額を引き上げたことによりまして5割軽減の世帯で17世帯増えます。それから2割軽減の世帯で32世帯増えるという形になります。以上です。

○市長（守田憲史君） 先ほど五嶋議員がおっしゃったように、これは国の法律でもってそれを自動的とは言いません、地方自治ですから。しかしここをしっかりと自治体としては、国の指導に従って変更しなければなりません。これによって軽減されるわけですので、御了解いただきたいと思います。また、これをもって国の指導に従わないならば、それはそれで交付税その他でもやっぱり相当なデメリットがある

というのが我々の認識でございまして、それが幾らだとかうんぬんとかいうのはそれはもう分かりませんが、やはりこれは国の指導に従うべきだと思います。

○12番（五嶋映司君） 国の方針に従わなければいけないというのは基本ですから、それを否定するつもりはありませんが、宇城市の場合の国保税は、国の施策もあって黒字が続いています。今回引き下げになりましたが、なお年間6,000万円程度の数年は5,000万円程度の繰入れが可能だという答弁もございました。そういう意味では今回5,000万円も出てくるならば、その5,000万円にあたる部分をもっと引き下げてもいいんじゃないかという議論が成り立つんです。そういう計算は、予算上も当然なされている、予算の時にもこの計算は予算には反映していませんとおっしゃるが、上がることは原則的には予定としてはあった。これが今回93万円になりますから、一般の健康保険税、共済保険だとかいわゆる普通の政府管掌保険、今は政府管掌保険といわないのかな、そういう保険だとか、という問題があります。今まで言われた大きな問題は、国保税をそういう保険並みに最高限度額を引き上げるんだという予測がありました。そういうことで、僕らはこの国保税の問題をどうするかという議論を進めてきました。皆さんはどうお考えになっているか知りませんが、そういうことを進めてきました。それでは、今回の国保税がその他の保険税との関係ではどういう位置にきたのか。所得階層が低い国保税なのに、ほかの保険と同じ程度まできたとするならば、これも国の制度だからやむを得ないとおっしゃるかもしれないが、どうなったのかを僕ら理解しておくことが非常に大事な問題だと思います。その辺は執行部としてはどういう具合に捉えられているか。

○市長（守田憲史君） 御指摘の保険、国保の件でございますが、そこは国保の中で議論をしていただけたらと。ここで、先ほど申しましたように国の指導もございまして、この市税条例の議論の中でお考えいただいて、国保は国保でまた改めて議論していただけたらとお願いするところです。

○議長（長谷誠一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第3号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） ただいま異議ありということでございますが、この場合の申し立てには、会議規則第34条の規定により4人以上を必要とします。

よって、異議のある方の起立を求めます。

（異議のある者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立4人未満であり、異議の申し立ては成立いたしません。したがって、承認第3号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第3号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 12番、日本共産党五嶋映司です。ただいま議題になっております承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて、反対の立場で討論いたします。

今、質疑の中でも明らかにしたように、市長も答弁でおっしゃったように、今のような問題はいわゆるのちの議論の中ではっきりしてほしいとおっしゃった。ただし、これは今決めてしまう問題ですから、そういう認識であるならば、この議案を委員会付託を省略するという議論は成り立たないと思います。そういう意味では、委員会付託をしていただきたく議員の皆さんの御賛同を求めます。

○議長（長谷誠一君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これから、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第3号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に、同意第4号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 同意第4号固定資産評価員の選任についての詳細説明を申し上げます。議案集の29ページをお開きください。議案集の一番最後のページになります。

本案は、前任職員の退職による人事異動に伴い、宇城市固定資産評価員に園田敏行氏を新たに選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 同意第4号の詳細説明が終わりました。

これから同意第4号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]



○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております同意第4号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第4号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号固定資産評価員の選任について（園田敏行氏）を採決します。

採決の前に休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後3時15分

再開 午後3時20分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

機械トラブルにより、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を採決します。採決は機械故障のため起立によって行います。賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 賛成多数です。

○15番（渡邊裕生君） 発言の許可をお願いします。

起立採決だと立たない人は反対という話になるわけですか。これボタンを押さなかったら棄権という話だったでしょう。だからそこら辺の話が変わってくるわけですよ、さっきとは。

○議長（長谷誠一君） 起立が賛成、それと着席のままの方は反対ということで承認をお願いいたします。

○15番（渡邊裕生君） ボタンの場合は、押さないというのは棄権ですよ。退席。ちょっとそのところははっきり。

○議長（長谷誠一君） ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時25分

再開 午後3時27分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、同意第4号固定資産評価員の選任について（園田敏行氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第4号はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、同意第4号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（長谷誠一君） ただいま、市長から同意第5号監査委員の選任について（園田幸雄氏）が提出されました。

お諮りします。同意第5号を日程に追加し、追加日程第14号とし日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号を日程に追加し、追加日程第14号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配布します。

（追加議事日程配布）

-----○-----

追加日程第14 同意第5号 監査委員の選任について（園田幸雄氏）

○議長（長谷誠一君） 追加日程第14、同意第5号監査委員の選任について（園田幸雄氏）を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、園田幸雄君の退場を求めます。

（園田幸雄君 退場）

○議長（長谷誠一君） 市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） それでは追加いたします議案、同意第5号監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。追加議案をお願いします。

市議会選任の監査委員につきましては、平成30年4月30日までの任期でありましたので、今回任期満了に伴う選任同意をお願いするものであります。

地方自治法第196条第1項の規定に基づく、市議会選任の監査委員として園田幸雄氏の選任同意について御提案申し上げる次第です。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 同意第5号の提案理由の説明が終わりました。

これから同意第5号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております同意第5号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第5号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 討論なしと認めます。

これから、同意第5号監査委員の選任について（園田幸雄氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、同意第5号はこれに同意することに決定しました。

審議が終わりましたので、園田幸雄君の入場を求めます。

（園田幸雄君 入場）

-----○-----

#### 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から議会運営委員会の調査中の事件について、会議規則第110条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第16 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第16、各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、常任委員会において調査中の事件について会議規則第110条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これで平成30年第2回宇城市議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

# 付 録

平成30年第2回臨時会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	1 原田祐作	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章			
承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	21	0
承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第4号)	棄	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	18	1
承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第5号)	棄	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	承認	17	1